

一般社団法人滋賀県卓球協会ガバナンスコード
 遵守状況に関する自己説明及び公表内容

2024.2.10

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	関連規定、証憑書類等
1	原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること。	一般社団法人の非営利法人として、適用される法令を遵守して運営をしている。	定款及び規約
		(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実態を備え、団体の規約等を遵守すること。		
		(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること。	事業運営の主たる大会運営については、要項や申し込み方法をしっかりとまとめ、規約等に定めていることを遵守し、施設に係る規則を守り安全管理に努めている。	大会要項及び規約 施設管理利用規則等
		(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること。	組織図をもとに役員体制を確立し、事業運営に支障のないように確保している。	定款及び組織図
2	原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。		<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県卓球協会を代表して（公財）日本卓球協会、近畿卓球協会ならびに滋賀県スポーツ協会に加入すること。 ・卓球に関する普及指導及び講習会等を開催すること。 ・卓球関係功労者の表彰に関すること。 ・（公財）日本卓球協会および近畿卓球協会が主催する大会等に役員、選手を派遣すること。 ・協会主催の卓球大会の開催ならびに各種卓球大会等の公園に関すること。 ・選手の強化に関すること。 ・その他協会の目的を達成するため必要な事業を行うこと。 	定款及び規約
3	原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと。	役職者に対しては、総務委員会を通じて現況や問題事象が生じたときには説明し対応を検討している。研修会等の案内は随時行っている。	
		(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと。	大会やHPを通じ、必要な事柄に関しては公表や案内をしている。	各種大会時 HP
4	原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること。	定款に定める財産及び会計については、会計処理に関して監事が監査をし公正を期している。	定款 社員総会
		(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること。	補助金の等の利用に関しては、法令に従い適正に処理している。	
		(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること。	常任理事会及び社員総会に報告するため、事前に会計監査を監事を通じて行い適正に行われているかを判断し、社員総会で最終決定をしている。	常任理事会 社員総会
5	原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。		情報公開に関しては、HPに即時に公開している。書類等の送付が必要な文書等に関しては、郵送により会員に届くようにしている。	HP
6	原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード（NF向け）の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。		協会の定款や規約、組織図にある各委員会規定を基に目標を達成するため随時会話を重ね実行に移している。	